

問合せ先

工務課 担当（五味）

内線：3731

電話：0739（24） 7932

業務課 担当（中野）

内線：3720

電話：0739（24） 0011

令和8年8月6日

田辺市役所総務課
課長 新家 誉博

職員の懲戒処分について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により懲戒処分を行いましたので、田辺市職員の懲戒処分等に関する規程（平成28年田辺市規程第6号）第8条に基づき公表します。

記

1. 被処分者

- (1) 所属 水道部工務課
- (2) 職名 会計年度任用職員
- (3) 年齢 65歳
- (4) 処分内容 減給10分の1 1月
- (5) 根拠法令 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
- (6) その他

管理監督者に対する指導上の措置

課長級職員 訓告1名及び嚴重注意2名

係長級職員 訓告1名及び嚴重注意2名

2. 処分対象事案の概要

被処分者は、平成31年4月から令和7年10月までの79か月間、通勤届で届け出た住所地とは異なる生活拠点から通勤し、通勤手当計1,208,700円を不適正に受給した。

3. 処分発令日

令和8年8月6日

田辺市職員の懲戒処分等に関する規程（抜粋）

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒処分 次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定めるところとする。

ア 免職 職員としての身分を失わせる処分

イ 停職 1日以上6月以下の期間に限り職務に従事させない処分

ウ 減給 1日以上6月以下の期間に限り給料の10分の1以下を減ずる処分

エ 戒告 非違行為に係る責任を確認させ、将来を戒める処分

(2) 懲戒処分に至らない指導上の措置 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定めるところとする。

ア 訓告 任命権者名で文書により行う注意

イ 厳重注意 任命権者又は副市長が口頭により行う注意

ウ 口頭注意 所属部長等が口頭により行う注意

（懲戒処分等の基準等）

第3条 懲戒処分等を決定するときは、次に掲げる事項を総合的に考慮し、別表に規定する懲戒処分等の基準（以下「懲戒処分等の基準」という。）を参考として、適正に判断するものとする。この場合において、懲戒処分等の基準に掲げられていない非違行為については、懲戒処分等の基準に掲げる類似の取扱いを参考に、判断するものとする。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果は、どのようなものであったか。

(2) 故意又は過失の度合いは、どの程度であったか。

(3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。

(4) 他の職員及び社会に与える影響は、どのようなものであるか。

(5) 過去に非違行為を行っているか。

(6) 前各号に掲げるもののほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等は、どのようなものであったか。

<略>

（懲戒処分等を受けた職員の昇給等）

第7条 懲戒処分等を受けた職員の次の昇給は、その懲戒処分等の内容を考慮して、市長が別に定める。

2 勤勉手当の支給基準日以前6月以内の期間において懲戒処分等を受けた職員に対する勤勉手当の成績率の割合の基準は、その懲戒処分等の内容を考慮して、市長が別に定める。

（懲戒処分の公表）

第8条 懲戒処分を行った場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を公表する。

(1) 地方公務員法の規定に基づく懲戒処分（戒告を除く。以下この条において同じ。）を行った場合

(2) 前号の懲戒処分の管理監督責任に係る懲戒処分等を行った場合

2 公表する懲戒処分の内容は、次のとおりとする。

(1) 処分の対象となった事案の概要

(2) 被処分職員の所属部課名

(3) 被処分職員の職名

(4) 被処分職員の年齢

(5) 処分内容

(6) 処分年月日

3 起訴等により懲戒処分の処分対象職員の氏名が既に公表されているとき、又は収賄、横領、飲酒運転による交通事故等社会的影響が極めて大きい事案の場合は、前項各号に掲げる内容に併せて、氏名も公表するものとする。

4 被処分職員の上司等で、管理監督責任等により処分された職員があるときは、その職員の職名及び処分内容を併せて公表するものとする。

5 処分対象事案の関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、警察から捜査上の依頼がある場合等、第1項から前項までの公表内容によることが適当でない場合には、公表内容の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

6 公表の時期は、処分決定後のできるだけ早い時期とする。

7 公表の方法は、報道機関への資料提供により行うものとするが、必要に応じ、併せて記者会見を行う。

別表（第3条関係）

2 公金等取扱い関係		
非違行為		懲戒処分等の種類
諸給与の違法支払 ・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をする等して諸給与を不正に受給した場合	減給又は戒告

令和8年8月6日付け「職員の懲戒処分について」に係る市長コメント

このたび、本市職員が、生活拠点を変更したにもかかわらず、必要な届出を行わず、長期間にわたり通勤手当を不適正に受給した事実が判明し、本日付けで当該職員に対し懲戒処分を行うとともに、管理監督責任のある者についても厳正な措置を行いました。

市民の皆さまからの信頼を損なう事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

法令及び服務規律を遵守し、市民の皆さまの信頼に応える誠実な行動が強く求められている立場にありながら、過分に通勤手当を受給することを認識しながら、必要な手続を行わなかったことは、職員としてあるまじき行為です。また他方で、市として長期間にわたりその事実を把握できなかったことについても重く受け止めております。

本市としましては、通勤手当の支給要件及び届出義務について改めて全職員に周知徹底を図るとともに、定期的に通勤実態の確認を行うなど、信頼回復と再発防止の取組に全力を尽くしてまいります。